

一般社団法人 日本航空宇宙学会
会 計 処 理 規 程

制定 昭和 53 年 2 月 10 日

改定 平成 24 年 11 月 16 日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (目 的)
本会の会計事務は会計理事の指示に従い、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 (会計事務の任務)
本会の会計事務は、公益法人会計基準に準拠し、複式簿記によってすべての取引きを正確、かつ迅速に処理し、その財政状態の真実を報告し、財政の安定をはかることを任務とする。
- 第 3 条 (会計事務責任者)
本会の会計事務責任者は事務局長とする。
- 第 4 条 (会計年度)
本会の会計年度は 3 月 1 日から翌年 2 月末日迄とする。
- 第 5 条 (規程の変更)
この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

第 2 章 予 算

- 第 6 条 (予算の目的)
予算は当該会計年度における事業活動の範囲内容をきめ、事業の適正かつ能率的な運営に資することを目的とする。
- 第 7 条 (予算の手続)
1. 予算案は代表理事が作成し、理事会の承認を受ける。
2. 年度の途中において予算の更正をする必要がある場合も前項による。
- 第 8 条 (予算原案の作成)
予算原案の作成は、支部、部門および講演会がそれぞれ、支部長、部門委員長および講演会実行委員長の責任で前年度の実績、自己財源の確実な見通し等を勘案して収入、支出の見積額を算定して会長に提出する。
- 第 9 条 (予算の執行)
1. 予算の執行は理事会の委託をうけ、支部、部門および講演会がそれぞれ、支部長、部門委員長および講演会実行委員長の責任で行い、会計事務は事務局長の責任で学会事務局が行う。

2. 大科目の流用は理事会の承認を得るものとする
3. 期中に予算の執行計画に大きな変更が生じた場合は、予算書を修正し、理事会の承認を得るものとする。

第3章 出 納

第10条 (会計区分)

本会の会計事務は実施事業会計、その他会計および法人会計とする。

第11条 (勘定科目)

1. 勘定科目は付表とし、その改廃は会計理事の承認を得なければならない。
2. その仕訳にあたっては、すべての取引はその発生の都度正確に行い、収入科目と支出科目の相殺はしてはならない。

第12条 (帳簿・伝票)

金銭の出納は振替伝票を起し、総勘定元帳および金銭出納簿に記載しなければならない。

第13条 (証拠書類)

1. 金銭の出納に際しては、証拠書類を確認し適正な出納を行うものとする。
2. やむを得ず証拠書類が得られない場合は、事務局長の支払い調書を貼付するものとする。

第14条 (金銭の管理)

1. 金銭とは現金、預金および小切手をいう
2. 金銭の出納保管の責任者は事務局長とする
3. 収納金はすみやかに預金するものとし、金銭支払は適法な請求書受領後適切な方法で支払を行う
4. 金融機関との取引は事務局長の名義によって行う

第15条 (財務諸表)

本会の財務諸表は、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書とする。

第16条 (財務諸表・帳簿の保存)

財務諸表は、本会の存続期間中、帳簿は10年、証拠書類は5年間保存しなければならない。

第4章 決 算

第17条 (決算の目的)

決算は年次決算および月次会計収支報告を行い、当該期間の財政状態、収支の状況を明らかにすることを目的とする。

第18条（決算の手続）

1. 会長は、当該会計年度終了後財務諸表を作成しなければならない。
2. 前項の財務諸表は、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 事務局長は毎月末現在の収入、支出の会計報告書を作成、会計理事の承認を得て理事会に報告する
4. 事務局長は、当該会計年度終了後財務諸表原案を作成、会計理事に提出するものとする

第5章 固定資産

第19条（固定資産の範囲）

1. 固定資産の会計処理は、税法の規定を準用する。

第20条（固定資産の取得、売却）

1. 固定資産を取得するときは、予算に基づき事務局長が行う。ただし予算を超える場合は、理事会の承認を得なければならない
2. 固定資産の寄贈を受け、または交換を行う場合は理事会の承認を得なければならない
3. 固定資産の売却は理事会の承認を得て事務局長が行う

第21条（固定資産の管理責任者）

固定資産の管理責任者は事務局長とする。

第22条（減価償却の方法）

税法による。

付 則

1. この規程は、昭和53年2月10日第91回理事会において承認制度
2. この規程は、昭和53年3月1日から実施する

付 表

正味財産増減計算書勘定科目

大科目	中科目	摘要
I 一般正味財産		
經常収益		
基本財産運用収益	基本財産利息収益	利息(指定正味財産からの振替を 含)
特定資産運用収益	特定資産利息収益	利息(指定正味財産からの振替を 含)
受取会費	受取個人会費	正会員、学生会員、個人賛助会員 の会費及び入会金 途中入会の会費は月割り
	受取団体会費	団体の賛助会員会費
受取賛助金	受取賛助金	支部及び ISTS の賛助会費 (個人、 団体)、飛行ロボット賛助金 (団 体)
事業収益	掲載料収益	掲載料 会誌、論文別刷料 (PDF を含む) 会誌の広告料
	購読料収益	会誌、論文の会員以外への頒布料 (オンラインジャーナルを含む) 直販、代理店販売
	講演会収益	参加登録料、講演集頒布
広告収益	広告収益	バナー広告料
受託研究収益	受託研究収益	他団体からの請負収益
受取補助金	国庫受取補助金 公共団体等受取補助 金	ISTS で発生

<p>受取負担金</p> <p>便覧印税収益</p> <p>受取寄付金</p> <p>雑収益</p>	<p>その他受取補助金 受取補助金振替額</p> <p>受取負担金</p> <p>便覧印税収益</p> <p>受取寄付金 受取寄付金振替額</p> <p>受取利息</p> <p>雑収益</p>	<p>指定正味財産からの振替</p> <p>他団体との共催に係る入金</p> <p>航空宇宙工学便覧印税</p> <p>指定正味財産からの振替</p> <p>基本財産、特定資産以外の資産から生ずる利息</p> <p>論文引用等の著作権料</p>
<p>経常費用 事業費</p>	<p>給料手当</p> <p>臨時雇用手当</p> <p>退職給付費用</p> <p>法定福利費</p> <p>福利厚生費</p> <p>会議費</p> <p>旅費交通費</p> <p>通信運搬費</p> <p>減価償却費</p> <p>消耗品費</p> <p>ホームページ改修費</p> <p>印刷製本費</p> <p>賃借料</p> <p>水道光熱費</p> <p>講師料</p> <p>修繕費</p>	<p>アルバイト料</p> <p>退職給付金の将来の見込みに対する積立</p> <p>社会保険料、労働保険料の法人負担分</p> <p>従業員の人間ドック料等</p> <p>会議のための費用(飲食代等)</p> <p>公共交通機関等の運賃(出張日当、宿泊費を含む)</p> <p>宅急便、郵パック</p> <p>講演会での弁当、お茶を含む</p> <p>ホームページの更新等</p> <p>会誌、論文、ポスターを含む</p> <p>事務所賃借料、講演会、部門会議の借室料等(管理費、共益費、清掃費を含む)</p> <p>システムセキュリティを含む</p>

管理費	交流会費	講演会、部門会議の後の懇親会
	支払保険料	
	受託研究費	受託研究収益に対応（アルバイト料、消耗品等）
	支払手数料	銀行振込手数料、カード手数料、海外送金手数料等
	諸会費	他団体への年会費等
	学会賞費	記念品、賞状、図書カード、現金等
	支払助成金	外部への助成金、補助金、負担金、寄付金
	業務委託費	学会誌発行委託、ISTS 講演会業務委託
	雑費	上記に該当しないもの
	給料手当	
	臨時雇用手当	アルバイト料
	退職給付費用	退職給付金の将来の見込みに対する積立
	法定福利費	社会保険料、労働保険料の法人負担分
	福利厚生費	従業員の人間ドック料
	会議費	総会、理事会のための費用（飲食代等）
	旅費交通費	公共交通機関等の運賃（出張日当、宿泊費を含む）
	通信運搬費	宅急便、郵パック
	減価償却費	
	消耗品費	講演会での弁当、お茶を含む
	ホームページ改修費	ホームページの更新等
印刷製本費		
賃借料	事務所賃借料、総会、理事会のための借室料等（管理費、共益費、清掃費を含む）	
諸会費	他団体への年会費等	
租税公課	税金	

<p>経常外収益</p> <p>経常外費用</p>	<p>修繕費 交流会費 支払手数料</p> <p>雑費</p> <p>他会計収益</p> <p>他会計費用</p>	<p>総会、理事会の後の懇親会 銀行振込手数料、カード手数料、 海外送金手数料等 上記に該当しないもの</p> <p>内部取引で最終的に現金精算 決算時に相殺</p> <p>内部取引で最終的に現金精算 決算時に相殺</p>
<p>II 指定正味財産</p> <p>受取補助金</p> <p>受取寄付金</p> <p>基本財産運用収益</p> <p>特定資産運用収益</p> <p>一般正味財産への振替額</p>	<p>受取国庫補助金</p> <p>受取寄付金</p> <p>基本財産利息収益</p> <p>特定資産利息収益</p>	<p>外部から使途が指定されている補 助金</p> <p>外部から使途が指定されている寄 付金</p> <p>外部から使途が指定されている利 息</p> <p>外部から使途が指定されている利 息</p>

1. 流動負債	預り金 前受金 未払金	
2. 固定負債	退職給付引当金	
Ⅲ 正味財産の部		
1. 指定正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定財産への充当額)		
2. 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)		

本勘定科目は平成 25 年度予算から適用